



広労基発 0228 第2号の2
令和2年2月28日

公益社団法人 広島県労働基準協会長 殿

広島労働局労働基準部長



個人サンプリング法による作業環境測定及びその結果の評価に関する
ガイドラインの策定について

日頃から労働衛生行政の推進にご理解、ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

標記については、作業環境測定法施行規則の一部を改正する省令（令和2年厚生労働省令第8号）及び作業環境測定基準等の一部を改正する告示（令和2年厚生労働省告示第18号）が、令和2年1月27日に公布及び告示され、令和3年4月1日から個人サンプリング法による作業環境測定が選択的に実施できることとなりました。

個人サンプリング法による作業環境測定には、従来の作業環境測定と異なる部分もあることから、個人サンプリング法による作業環境測定及びその結果の評価の適切な実施を図るため、今般、別添のとおり「個人サンプリング法による作業環境測定及びその結果の評価に関するガイドライン」が策定されました。

貴団体におかれましても、傘下会員又は傘下事業場に対し、本ガイドラインを周知いただきますようお願いいたします。

